

# 第 3 回住民説明会補足資料

藤沢市善行 6 丁目グループホーム建築計画に関して

## 【事前質問・要望事項に対する回答】

1. 第2回説明会質疑応答②「アンサーズが辞める時、事業譲渡先に約束は引き継がれないと思うが、再度説明会を実施していただけるのか。」の質問に対して、「現時点で開催のお約束はできません。」と回答されているが、仮に事業譲渡先の企業が約束を引き継がず、かつ「法的に説明義務がないから」等という理由で譲渡先が説明会すら開かずに、いつの間にか今回の合意事項を無視したグループホームが開設されたとあっては、今回の3回に及ぶ説明会が全く無意味なものとなるため、当然ながらそのような事は、我々は断固受け入れられない。

「今回の合意事項を継承」し、かつ「説明会を開催する(合意事項を継承していることを住民が確認する場を設ける)」ことを条件に事業譲渡先を募集・選定するのは【リプラン殿の裁量の範囲内】であるはずです。改めて、「今回の合意事項を継承」し、かつ「説明会を開催する」業者に譲渡するよう、リプラン殿に約束していただきたい。

※上記条件を加えた程度で譲渡先がただの一つも決まらない等ということは到底考えられないが、百歩譲って仮にそうであった場合、第2回説明会議事録②でご回答いただいたとおり、用途変更（シェアハウス等）も検討可能という認識です。

⇒回答

上記のご意見を踏まえ、事業譲渡先を選定する場合には、「今回の合意事項を継承」し、「説明会を開催する(合意事項を継承していることを住民が確認する場を設ける)」ことに応諾いただける企業様をお探しいたします。

## 2. 今回の説明会資料、議事録について

今後善行6丁目に転入される方、特に町内会に加盟しない方であっても、標記施設の近隣住民として、等しく情報を得る権利があると考えます。ついては、善行6丁目で障害者グループホームを運営する期間中は、継続して今回の説明会資料、議事録をWebサイトに掲載頂くとともに、その掲載場所を現地看板等で公示願います。

⇒回答

説明会資料及び議事録はWebサイト上へ掲載し、掲載場所は現地にて掲示いたします。

## 3. 個別対応の内容について

ポノ善行の開設前後にかかわらず、近隣住民と個別対応にて取り決めた内容は2と同様、Webサイトに掲載願います。

※個別対応の重複回避や、取り決め内容の共有のため。

⇒回答

個別対応にて新たに合意事項を取り決めた際には、Web サイトにて掲載いたします。

4. 第2回目説明会欠席者も内容を理解するために、当日の説明資料を御社 Web サイトに掲載するよう【2024/4/1】にメールで依頼し、【4/4】に以下の通り掲載する旨の返信を出したにもかかわらず、【4/8】前後に議事録が掲載されたのみで、【今日(4/14時点)】に至るまで説明資料が掲載されていないのみならず、掲載していない理由の説明もない。  
>ご指摘の通り、説明会の内容を把握できなかった方々のために議事録と説明資料をWeb サイトに掲載することといたします。

>近日中に議事録と併せて、説明資料を掲載いたします。

自ら掲載すると返信したうえで約束を果たさず、その説明すら無いのは著しく誠実性を欠く対応と言わざるを得ないが、御社は取引先の企業各社に対していつも同様の対応をしているのか？

それとも、契約(金銭)取引等のない地域住民相手だから、このような対応をしているのか？

仮に「ポノ善行」の計画を白紙撤回するならば本件回答不要であるが、計画通り開設する場合は町内会一同末永い付き合いになるため、御社の基本姿勢を共有したく、第3回説明会の場で回答願います。

⇒回答

掲載漏れに関して、申し訳ございません。Web サイト上へ説明会資料のみ掲載対応が漏れておりましたが、他意はございません。地域の皆様方と良好な関係を築き、事業運営ができればと考えております。

5. 説明会終了後も、疑義事項については個別対応(回答)するというような話が出ているが、前述の質問4に記載しているような誠実性を欠く対応は、改めていただけるか？  
※改められない場合、我々としては今後とも個別対応(回答)には一切応じず、疑義事項が発生する都度、説明会の開催を、直接、もしくは市役所経由で要望せざるを得ない。

⇒回答

勿論でございます。誠意をもって対応させていただきます。

6. 男性の入居について

第2回説明会質疑応答の資料において、「Answers は女性専用棟とすることに合意。将来的に必要性が生じた場合には、男性の入居をご相談させていただく余地は残していただきたい。一方的に男性を入居させることはないことを約束した。」と記載されているが、障がい者グループホームの供給率は1.4%と極めて低く(※1)、女性専用棟としたがために空室が発生し、いつまでも埋まらない(※2)等という事態が発生するとは考え

にくいことは、第2回説明会の場で双方意見が一致したと記憶しています。

(※1)本市場が、今後20年や30年の間で、女性向けグループホーム『のみ』供給過多に転ずる等ということは、まずあり得ないと考えます。付け加えると、厚生労働省のHPに掲載されている実態調査では、女性向けグループホームが不足しているという意見まであります。

(※2)もちろん、ポノ善行がよほど杜撰な管理・運営であった場合はこの限りではないが、そのような自業自得な理由で住民の要望を退ける企業ではないと信じております。「将来的に必要性が生じた場合」とは、一体どのような状況を想定されているのでしょうか？

⇒回答

弊社から男性の入居をご相談することは「まずあり得ない」とお考えいただいて結構です。具体的な状況は想定しておりませんが、思いもよらない不測の状況に備えてのお願いです。

強いて言えば、藤沢市やその周辺に女性棟のグループホームだけが数十棟もでき、男性の入居者だけが取り残されて行き場がない、といったような事態かと思えます。

もちろん、このような異常なことが起きる可能性は事実上ゼロであり、弊社から男性の入居をご相談することは「まずあり得ない」とご理解いただければ幸いです。

7. 6に関連し、「男性の入居をご相談させていただく余地を残す」とは、「住民の要望通り女性専用棟で運営開始する代わりに、将来こちらが男性の入居を相談した際は、住民は無条件でこれを承諾することを、この場で約束してほしい」という意味でしょうか？

⇒回答

そのようなことはございません。

弊社では女性入居者のみを受け入れる、とお約束しています。

何らかの事情でどうしてもやむを得ずお約束通りにできない場合に、事情もご説明させていただきご相談をさせていただきたいという趣旨です。

その際は、改めて町内会でのご協議ないし説明会を経て、ご賛同いただければ、ということが前提となります。

8. 配布資料②（第2回住民説明会補足資料【事前質問事項に対する回答】⑧）にて、「地域社会の一員として平穏に共同生活が送れるかどうか」「可能な限り自立・自律した生活を志向しているかどうか」が基準や、厳格審査、関係者のうち一部でも「グループホームで平穏に地域社会の一員として暮らすこと」に懐疑的な意見とあるが、表現では曖昧過ぎます。どのようなチェック項目があるのか、また、数値化している内容を開示してほしい。どのような定義を行い、何をもって審査するのか分からない。

「触法障がい者」は受け入れないが、面接で心証が良ければOKという風に何もチェッ

クしていないという風にしか見えない。

⇒回答

そもそも、本来は福祉サービスを受けることを希望する障害者に対して、事業者がサービス提供を断ること自体が原則的には法で認められてはおりません。グループホームもその例外ではありません。

ただし、受入事業者の能力的キャパシティが不足しているため、障害特性によって受け入れ能力に限界があるというロジックで例外的に入居者を事実上選定しているというのが現実です。

したがって、入居希望者の特性を定量化して明確に点数計算し「合格者」を審査するというほどの仕組みを取ることは法の趣旨から考えると行き過ぎになってしまいます。この点をあまり強調すれば、県から「審査を止め、すべての希望者を受け入れなさい」と指導がなされることになりかねません。

現実的に受け入れが可能かどうかは、「主治医」「担当相談支援員」「ご家族」「就労先などの関係先」「ご本人」の全員が地域で平穏な共同生活を送れると定性的に判断されていることが大前提となります。関係者の一部でも懐疑的な意見があれば、弊社の支援能力、キャパシティでは適切な支援が不可能との判断をして入居はご遠慮いただいています。



そのうえで、関係先から「個別支援計画」「アセスメントシート」などの資料を提示してもらい記載内容について詳しく掘り下げて質問して障害の特性を把握し、ご本人やご家族、担当相談支援員らと面談して今までの経緯や現在の状況、今後の目標などをヒアリングし、総合的に受け入れの可否を判断しています。

※「個別支援計画」「アセスメントシート」サンプルご参照

9. 配布資料②（第2回住民説明会補足資料【事前質問事項に対する回答】⑨）にて、社内研修とは何をどの程度するのか？

研修計画と、これまでに実施してきた実績を提出してほしい。本当に研修を行っているのか分からない。

⇒回答

添付資料をご参照ください。

動画視聴、資料閲覧・解説などで「研修」として実施しているもののほか、日常の業務において行う日々入居者様への支援も OJT として非常に重要なスキルアップとなっています。

10. 高田様は、責任を取ると明言されていますが、どこにお住まいなのですか？トラブル発生時にどれくらいで駆け付けられるのか？

⇒回答

鎌倉市在住です。所要時間は20分～30分程度です。

11. 高田様は責任を取るとは、一体どのように責任を取るつもりでいらっしゃるのか説明してほしい。

責任を取るという言葉を軽々しく言っているように聞こえる。

世の中は、白黒はっきり付かないことが多く、過失が明確に切り分けられない。

責任を取るためにどのようなことをしているのか??説明してほしい。

ただ謝罪して終わりですか?責任を負う範囲と実施手段を説明してほしい。

⇒回答

私の考える「責任を果たす」とは、まず最も重要なことは各入居者の様子を日々モニタリングし、心身の健全な状態を維持することです。健常者にも気分の浮き沈みがあるように、障害者もストレスを抱えて気分がすぐれないこともありますので、不穏の兆候につながるような細かい変化を見逃さず、受診、休息、気分転換などを促しています。その結果、入居者様ご自身の安定した生活の実現と共に、住民の方々がご心配なさっているような問題行動が起きないようにしていくことが私の責務と認識しております。

基本的には、安定して常識的な社会生活が送れて、近隣の方々に加害はもちろんご迷惑をおかけするような行動の懸念はないことがグループホーム入居の大前提となりますので具体的な危険性は低いと認識しておりますが、住民の方々にはご不安をお持ちの方もいらっしゃることを常に忘れず、緊張感を持って「万一もありうる」と心得て油断・慢心することなく万全を尽くして参ります。

そのうえで、万一、事件・事故が発生した場合には、まずは事態の收拾を全力で行います。弊社の過失については当然に刑事責任を負うほか、損害賠償を適切に行います。

12. 職員に暴言があった場合は退去とあるが、地域住民に暴言があった場合、退去対象にしてもらえるのか？双方で意見の食い違いがあるとき、どのような判断を下すのか？

⇒回答

事態に至る経緯や暴言の程度なども総合的に判断する必要がありますが、近隣住民の方々と平和的に平穏に良き住民として生活できないのであれば当グループホームでの生活を続けていくことは事実上不可能となります。

少し話はそれますが、本年度より努力義務化されたグループホーム運営の要履行事項に「地域連携推進会議」の開催があります。

この目的には、

- ・ 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・ 施設等やサービスの透明性・質の確保

が含まれており、参加メンバーには福祉に知見のある外部の専門家や市町村の担当者に加え、地域の自治会・町内会の方にも入っていただくことが求められています。弊社グループホームの運営に対してご要望・ご意見を承る重要な機会ですので、ぜひご参加いただきたいと存じます。

暴言や不適切な行動による問題発生、といった事態に一足飛びに至らないよう、地域の方にご不快な思いをさせないためにも日頃から気になる点があればご意見をいただき、小さな芽のうちに解決を計って参りたいと存じます。

※「地域連携推進会議の手引き（厚労省）」ご参照

13. 配布資料②（第2回住民説明会補足資料【事前質問事項に対する回答】⑳）にて、藤沢市から理解を得たとあるが、藤沢市のどの部署で、どのような理解を得られるのでしょうか？

⇒回答

神奈川県庁（福祉みらい局障害サービス課事業支援グループ）から、本件について「グループホームの開設要件を満たしており、開設承認に支障はない」「説明会も他の案件

に比べ回数も多く丁寧に対応している」とご評価いただいております。

また、藤沢市役所障害支援課グループホームご担当も同様のご見解です。

弊社より「法的義務云々ではなく、入居者やスタッフが居心地の悪い思いをせず、地域住民の方々にもご不安を与えないように、ご理解を得られるようにできるだけ丁寧に説明したい」という意向をお話ししたところ、ご同意をいただいております。

14. トラブルシューティングを開示してほしい。

トラブルが起こった際の連絡系統、指示系統、何をどうするのか、マニュアルとして存在していると思いますが、それらを開示してほしい。運営におけるリスクアセスメントシートを開示してほしい。

⇒回答

添付の「緊急時対応フロー」をご参照ください。

15. 第2回説明会質疑応答6.にて、で放火という言葉が消した理由は何か？

放火の割合が高いことは高田様もお認めになったと思いますが、それ議事録から削除することはどういうことか？

これも印象操作ではないのか？不都合な事項を表現しないのは隠蔽体質と思え、心証がかなり悪い。  
議事録の訂正をしてほしい。

⇒回答

下記の通り追記・訂正し、Web サイト上のデータも更新いたしました。

---

犯罪白書を見るとお示しいただいた数値より、一番高いものは放火 11.4%、次に殺人 6.4%、脅迫 2%、傷害・暴行 0.9%、強制性交等・強姦猥褻 0.6%、強盗 0.7%と割合が高い。数値的な根拠を示されても心配は拭えない。障がい者犯罪の数値をすぐに調べることができるにも関わらず知らないものとするのは印象操作ではないのか。少ないではなくあることが問題です。

→資料については要約として纏めているものであり、質問のご指摘については不足している資料がありましたこととお詫びいたします。

ご提示いただいた資料に関して、障がい者の人口構成比は健常者を含めた100%のうち3%にあたります。放火11%、性犯罪0.6%と、放火に関しては数値が逆転しておりご指摘の通りかと思えます。しかし、性犯罪については0.6%と数値が減少しているため健常者より少ない確率になるかと思われれます。

世の中からあらゆる性犯罪を0にするには私たちでは不可能ですが、限りなく0にするため真摯に取り組んでいく所存です。

16. 第一回目の説明会から、"グループホーム建設に際して住民説明会を開く必要性はない"と強気の断言をされておられました。

これは法律上、正しいことですが、あまりにも住民側に歩み寄る姿勢がないご発言のよう受け取りました。

神奈川県や藤沢市も、このようなご発言に対しては、良い印象は持たないとの回答もいただきました。

⇒回答

誤解を招いたとしたらお詫びしますが、地域の方々をないがしろにする意図は毛頭ございません。

地域の方々の中に障がい者グループホームの開設に対してご不安をお持ちの方がいらっしゃる説明会をご希望とのことで、できるだけ疑問にお答えし理解を深めていただきたいと考えて、法的義務に関わらず説明会を開催させていただいております。

対応に不備があったり、言葉足らずや表現が至らない点はお詫びいたします。

もし、我々がグループホーム建設をさせたくないのであれば、権利と権利のぶつかり合いとなり、民事裁判という流れになるかと存じますが、民事裁判になった場合の貴社の対応方針をご教示ください。

民事裁判で戦ってでもグループホーム建設を推進するのか、それともグループホームではない別の事業展開をご検討いただけるのでしょうか？

⇒回答

司直による法的判断を仰ぐことは全く本意ではありません。法的に争うのではなく、円満かつ穏便に、末永く良き隣人としてご一緒させていただくことを願っております。

弊社グループホームへのご意見はいつでも承りますほか、12.のご質問への回答でも触れました地域連携推進会議においては市担当者や障害福祉関係者と協議していただく機会もございますので、運営へのご意見をぜひお寄せください。

17. イヌ・ネコは外部のアニマルセラピーではダメなのでしょうか？

善行のクリニックには、外部のアニマルセラピーを月2回で実施しているところもあります。

何故飼う必要があるのでしょうか？専門性を持たないスタッフに長時間世話をされる動物よりも専門家によって管理された動物の方が、癒しの効果は高いではありませんか？



⇒回答

動物の存在が入居者にとって単なる一時的なアトラクションではなく、共に生活し人生を共にする「家族」であることにアニマルセラピーの重要な意義があると考えております。

言葉を話さぬ動物への思いやり、配慮、規則正しい生活リズム、必ずしも自分の思い通りにはならない動物の反応、などから多くのことを学び、人としての成長、社会性の発達などの効果があるものと考えております。

なお、弊社では「愛玩動物飼養管理士」の有資格者が飼育の管理指導をしております。

18. 入居者に対して、一般の寄宿舍を利用する方と同じく、保証人や連帯保証人の居る方に制限することは叶いますか？問題を起こした人は退去させると簡単にいうが、精神的に余裕のない人に対して、退去を迫るということは非常に残酷あり、本人は絶望に立たされ、正常な判断ができなくなるまで追い詰められるのではないか？

利用者が住む場所が奪われるような事態を防ぐため、また、地域気に溶け込むためも一人の方に長く定住して貰うのが良いのではないか？

そのためにも何でも受け入れるではなく、一般の寄宿舍を利用する方と同じく、保証人や連帯保証人を設けてほしい。

⇒回答

保証人の有無と問題行動や居住期間には特段の因果関係があるものとは考えておりません。

また、ほとんどの場合、入居者にはご家族があり、グループホームでできるだけ自立・自律した共同生活を送るための支援をしてくださっており、仮に問題があった場合もセイフティネットとして機能し、事実上の保証人と同様の存在となっています。

また、神奈川県庁に確認しましたところ、「福祉サービスは希望する人には差別なく提供しなければならないことが定められており、保証人を設けることを入居条件にしている」との回答でした。

19. 男性の入居をご相談させていただく余地は残していただきたいというが、我々の拒否権はあるのか？

ただ問題を先送りにしただけで、建設後、すぐに入居を開始するのではないか？  
住民投票の結果、審議するなど、こういったフローで審議するのか、説明してほしい。

⇒回答

弊社がお約束したことを変更させていただくお願いとなりますので、拒否していただく

ことももちろん可能です。

その際は、他の町内会で決定する事項と同様のルールで採決していただければ幸いです。また、No.6 のご質問で回答差し上げました通り、男性入居者を認めていただきたいと願うことは現時点では全く想定しておらず、「まずあり得ない」ことであり、将来的に想定もつかないような異常事態が起きた場合に限定されるとお考えください。